

# 四街道市国民保護計画 概要

## 四街道市



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章です。

デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっており、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書で定められています。

# 国民保護とは

平成16年9月に、国民保護法が施行されました。

国民保護とは、法律に基づき、大規模テロや武力攻撃等の事態により生じる災害から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした事態が発生した場合、国や都道府県、市町村などが連携・協力して、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を実施します。

## 国民保護措置に関する基本方針



- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 基本的人権の尊重       | 高齢者、障害者等への配慮及び          |
| 国民の権利利益の迅速な救済  | 国際人道法の的確な実施             |
| 国民に対する情報提供     | 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| 関係機関相互の連携協力の確保 | 国民保護措置に従事する者等の          |
| 国民の協力          | 安全の確保                   |

## 四街道市計画の考え方



- 1: 「国民の保護に関する基本指針」
- 2: 「千葉県国民保護計画」
- 3: 「市町村国民保護モデル計画」(消防庁作成)

方針1  
「基本指針」<sup>1</sup>  
「県計画」<sup>2</sup>  
「モデル計画」<sup>3</sup>  
を基本

- 1 国の方針や県計画に応じて迅速・的確に措置を行うための行動指針です。
- 2 市民の理解と協力を確保します。
- 3 武力攻撃事態及び緊急対処事態における留意事項に通じる対処の基本を示します。

方針2  
市の特性、  
実効性  
に配慮

- 1 市の特性を踏まえた対処策を講じます。
- 2 帰宅困難者や大規模集客施設でのテロの発生など、市特有の課題に対応します。
- 3 関係機関との連携体制を整備、確保します。

方針3  
災害対策等の  
しゅきを最大限に  
活用

- 1 「地域防災計画」等で構築されたしゅきを活用します。
- 2 近隣市町村や関係機関との緊密な連携・協力を重視します。
- 3 市の総力を発揮しうる全庁的な実施体制を構築します。

## 四街道市計画が想定する事態



四街道市国民保護計画においては、以下のとおり国の基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。

武力  
攻撃  
事態

ゲリラや特殊部隊  
による攻撃

弾道ミサイル攻撃

着上陸進攻

航空攻撃

～ 攻撃対象施設による分類 ～

～ 攻撃手段による分類 ～

緊急  
対処  
事態

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 四街道市国民保護計画の構成

### 第1編 総則

- ・目的と構成
- ・基本方針
- ・想定する事態
- ・市の地理的、社会的特徴
- ・関係機関の事務

### 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

- 1 平素からの備え
  - ・組織・体制の整備等
  - ・避難及び救援に関する備え
  - ・備蓄、医療救護体制、災害時要援護者の支援体制の整備
  - ・国民保護に関する理解の促進
- 2 事態への対処
  - ・初動連絡体制の確立及び市対策本部の設置
  - ・関係機関相互の連携
  - ・警報及び避難の指示
  - ・救援、安否情報の収集・提供
  - ・武力攻撃災害への対処、被災情報の収集及び報告
  - ・保健衛生の確保その他の措置
  - ・国民生活の安定に関する措置
  - ・特殊標章等の交付及び管理

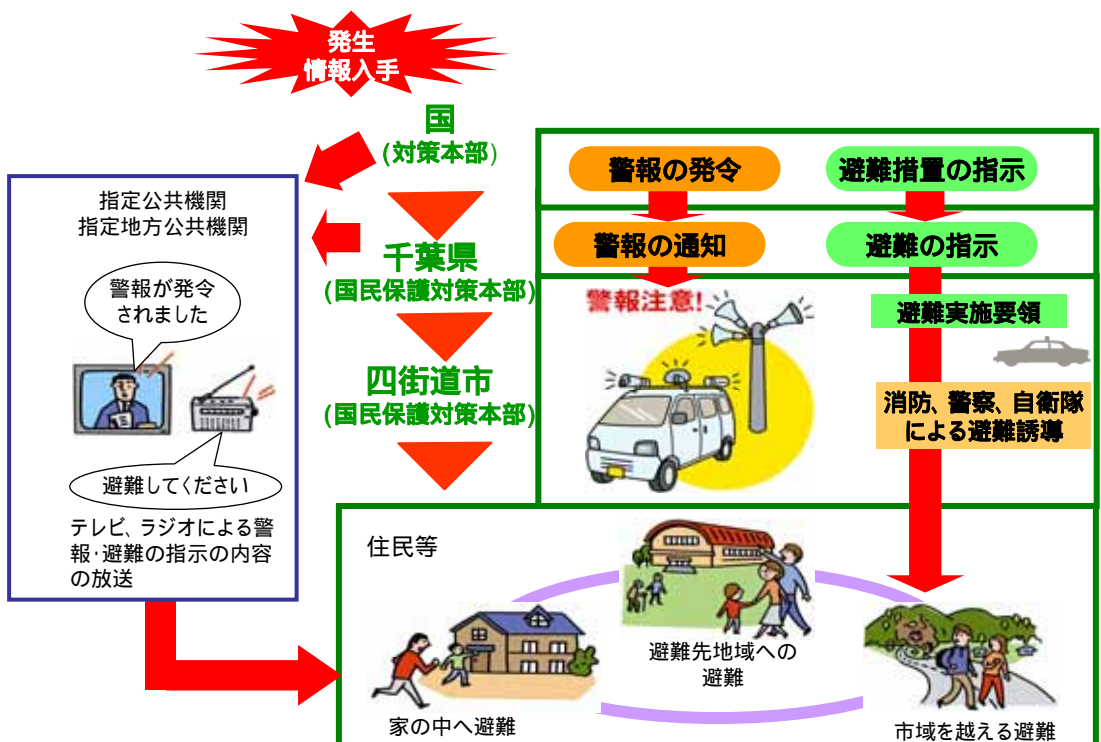
### 第3編 緊急対処事態への備えと対処

### 第4編 復旧等

- ・応急の復旧
- ・復旧
- ・費用の支弁

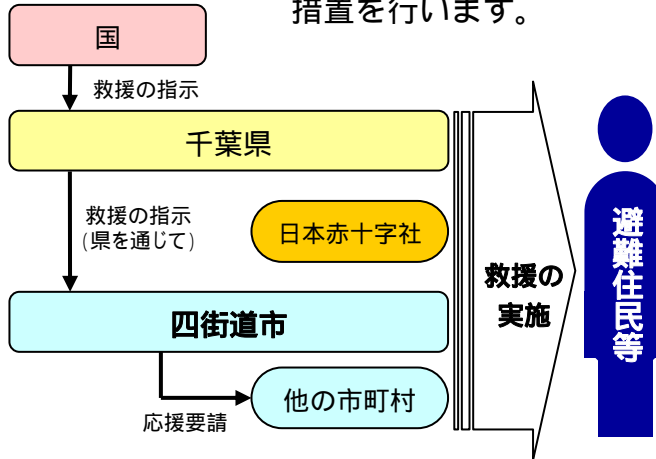
## 四街道市の役割

### 住民の避難



## 救 援

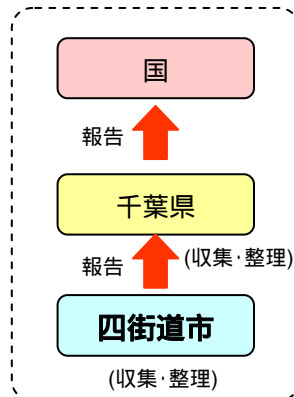
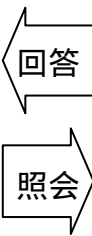
避難先において、避難住民や被災者に対し、関係機関の協力を得て救援の措置を行います。



### < 救援の内容 >

収容施設の供与  
食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等  
医療の提供及び助産  
被災者の捜索及び救出  
学用品の給与 など

## 安否情報の 収集・提供



避難住民等から任意で情報を収集すること等により、安否情報の収集を行うとともに、当該情報を県へ報告します。

また、住民からの安否情報の照会に対して、照会の目的等を確認の上、回答します。

なお、安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いには十分留意します。

## 武力攻撃災害 への対処



武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実施と  
ともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意し  
ながら他の機関との連携のもとで活動を行います。

退避の指示

警戒区域の設定

NBC攻撃による災害への対処

\* NBC攻撃：【N】核（物質）Nuclear 【B】生物剤Biological【C】化学剤Chemical

### < 国民保護のしくみに関する詳しい情報はホームページで >

国民保護ポータルサイト(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

千葉県の国民保護 <http://www.pref.chiba.jp/>

### 警報のサイレン



みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫りまたは発生した地域には、市町村から防災行政無線のサイレンを使って注意を呼びかけることとしています。

サイレン音は、上の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。

問合せ先：四街道市総務部自治防災課

TEL:043-421-6102 FAX:043-424-8922

E-mail:jichi@city.yotsukaido.chiba.jp

ホームページアドレス <http://www.city.yotsukaido.chiba.jp>